

「新型コロナウイルス関連情報」
(その52:非常事態宣言の継続及び外出規制措置の再発出)

【ポイント】

- 東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計感染者は、8月25日までの発表で、現在まで15,296人となっています。
- 東ティモール政府は、25日の閣議において、非常事態宣言を更に30日間継続することを決定しました。継続の期間は、8月31日0時00分から9月29日23時59分までです。
- 東ティモール政府は、同閣議において、ディリでの外出規制措置を再発出することを決定し、その期間は、8月27日0時00分から9月2日23時59分までです。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

- (1)東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計感染者は、8月25日までの発表で、現在まで15,296人となっています。
- (2)8月24日付の発表では、新規感染者数は532人であり、1日の発表では過去最高を記録しています。また、最近では、ディリでの新規感染者が増加しており、特に注意が必要です。
- (3)東ティモール国内では、感染力が強い変異種(デルタ株)への置き換えが進んでいるとされています。

ディリでの市中感染については、採取された検体がオーストラリア(メルボルン)に送られており、結果判明には時間を要するため、現時点では、統合危機管理センター(CIGC)による公式な言及はなされていないものの、一部報道にあるように市中感染の懸念は広がっています。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 ディリにおける非常事態宣言の継続及び外出規制措置の再発出

- (1)東ティモール政府は、25日の閣議において、非常事態宣言を更に30日間継続することを決定しました。継続の期間は、8月31日0時00分から9月29日23時59分までです。

(2)また、東ティモール政府は、同閣議において、ディリでの感染拡大を受け、ディリにおける外出規制措置を再発出することを決定し、その期間は、8月27日0時00分から9月2日23時59分までです。

ア 外出規制措置の期間は、原則、自宅や宿泊施設での待機が求められています。業務、健康維持(ワクチン接種を含む)、日用品の買い出し、公共サービスを受けるための外出は除外されていますが、タクシーやマイクロレット等の公共交通の運行、集団的な宗教行事及び10人以上の葬儀の実施は禁止されています。

イ また、商業施設や公共施設へのアクセスや葬儀の参加については、マスクの着用、手指の洗浄や消毒、1メートル以上のソーシャルディスタンスの確保が引き続き求められています。

(3)加えて、ディリ県及びエルメラ県における「Sanitary Fence」の措置を9月13日23時59分まで継続すること、コバリマ県及びバウカウ県に同措置を8月26日0時00分から9月8日23時59分まで適用すること並びにオエクシ特別行政区の一部に同措置を9月8日23時59分まで継続することを決定しています。COVID-19に対する完全なワクチン接種(2回接種)を証明できる個人、およびそれらに同行する6歳未満の子供以外の者に対して移動の制限が課されていますので引き続き注意してください。

(4)東ティモール政府は、インドネシアとの陸上国境(東ヌサ・トゥンガラ州との国境)の封鎖(8月30日まで)での監視強化を引き続き行っているものの、不法入国者の事案が後を絶たない状況です。新型コロナウイルスの感染例は、国境を越えての輸入例のみならず、デルタ株により市中感染の懸念が更に高まっていることから、引き続き注意が必要です。

(5)在留邦人の皆様におかれては、上記国内状況を十分に認識し、デルタ株に対する警戒を強め、引き続き感染防止対策に努めてください。

○外務省ホームページ(新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(水際対策に係る新たな措置について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)
- ・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

●在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号+670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)